

宿題と学校における体罰との関連

丸 山 啓 史

(京都教育大学)

Relationship between Homework and Corporal Punishment in School

Keishi MARUYAMA

2015年11月30日受理

抄録：本稿は、学校の宿題がもつ否定的側面に目を向け、なかでも宿題と学校における体罰との関連に着目した。新聞記事をもとに、宿題に関連した体罰の事例を把握し、それらの事例が宿題と体罰の関連について示唆するところを考察した。新聞記事をみた結果から明らかなのは、宿題に関連した体罰が近年に至るまで発生し続けているということである。特に、小学生が体罰の対象になっている事例が多い。しかし、新聞記事をみると、宿題が体罰につながった理由に詳しく言及しているものは見当たらず、宿題と体罰の関連は不問にされてきたといってよい。子どもが宿題をしてこないことが規範意識・規律性・意欲・態度などの問題として教師にとらえられることが多いが、宿題が体罰に結びつく理由として推測されるが、宿題が体罰に結びつく理由を十分に明らかにしていくことは、今後の課題である。

キーワード：宿題、体罰、新聞

I. 問題の所在

ベネッセ教育総合研究所が2013年に実施した調査によると、子どもが平日に学校の宿題に費やす時間の平均は、小学5~6年生で41.4分、中学1~3年生で34.1分、高校1~2年生で36.5分となっており¹⁾、いずれの学校段階においても2008年の調査と比べて時間が増加している（ベネッセ教育総合研究所、2015）。学校に通う子どもの生活において、学校の宿題は小さくない位置を占めるものになっている。

しかし、日本において、学校の宿題に焦点を当てた研究はこれまで極めて少なかった。家本（1997）は、「宿題は教育研究の周辺の問題で、文献もまったくない」（p.4）と述べている。実際には宿題と学業成績との関係を問題にした杉村（1988）や杉村・多喜（1991）の研究などがあったが、学校の宿題に関する研究が少なかったのは事実である。学校と家庭との関係を問い合わせて宿題に着目した倉石（2004、2005）の研究が2000年代にみられるが、学校の宿題は現在も「教育研究の周辺の問題」であるといえよう。

そうしたなかで、学校の宿題がもつ否定的側面に目を向ける研究も少ない。米国においては、Kralovec & Buell（2000）やBennett & Kalish（2006）などによって学校の宿題を批判的にとらえる議論が展開されてきているが、そのような議論が日本においては乏しい。

そのような問題意識から、本稿は、学校の宿題がもつ否定的側面に目を向け、なかでも宿題と学校における体罰との関連に着目する。宿題が学校における体罰の契機になる例が少なくない可能性があるからである。安藤・小菅（1994）は、教育学部の学生を対象とするアンケート調査から、学生が学校において経験してきた体罰の理由として「宿題忘れ・忘れ物」が多いことを示している。宿題について特集した1970年代の雑誌の記事をみても、小学3年生が学校で「宿題をやっていなかったから、お尻をぶたれた」（池田、1978, p.25）という記述がみられる。2000年代においても、中村（2004）は、学校の宿題に関して、小学生の保護者を対象とする調査の結果をまとめており、「宿題をやっていかないと、学校でなんらかのペナルティがありますか」という質問に対して、「先生にしかられ立たされる。時には校庭を走らされることも」という回答があったことを示している。また、平田・岡田（1998）は、学校における体罰に関わる35件の判例の検討を行っているが、そこでも「宿題忘れ」が「体罰原因行為」となっている体罰に関わる判例が2件みられる。星野（1984）が取り上げている「宿

題裁判」も、小学 3 年生の子どもが宿題をしなかったことを理由に、教師が「授業を受けさせず廊下に出してコンクリートの上に座らせた」(p.2) ことなどに関わるものである。

本稿では、宿題と学校における体罰との関連を問う端緒として、新聞記事の検討を行う。新聞記事をもとに、宿題に関連した体罰の事例を把握し、それらの事例が宿題と体罰の関連について示唆するところを考察する。

II. 方法

1946 年 1 月 1 日から 2014 年 12 月 31 日までの期間を対象とし、「宿題」および「体罰」を検索語として、朝日新聞および読売新聞の記事検索を行った。朝日新聞の記事検索には、東京本社版と大阪本社版の記事検索ができる「蔵書 II ビジュアル（朝日新聞縮刷版 1879～1989）」と、「地域面」を含めて記事検索ができる「蔵書 II ビジュアル（朝日新聞 1985～、週間朝日・AERA）」を用いた。また、読売新聞の記事検索には、1874 年 11 月 2 日から 1989 年 12 月 31 日までの期間における東京本社発行の全国版の記事検索ができる「ヨミダス歴史館（明治・大正・昭和）」と、1986 年 9 月 1 日以降の期間における全国版および地域版の記事検索ができる「ヨミダス歴史館（平成）」を用いた。

検索された記事を読み、宿題に関連した体罰について報じた記事を抽出した。ただし、体罰をめぐる実態調査に関する記事など、特定の具体的な事例についての記事でないものは、本稿の検討対象からは除外している。また、児童養護施設における体罰についての記事²⁾ や、宿題に関連した体罰が報告されている投書なども、検討対象から除外した。

III. 結果

朝日新聞および読売新聞の記事検索を行った結果、宿題に関連した体罰の事例として、77 事例が確認された。朝日新聞のみに確認されたものが 33 事例、読売新聞のみに確認されたものが 29 事例、両紙に確認されたものが 15 事例である。各事例について、記事の掲載年月日、記事の掲載紙、記事が掲載された面名等、記事の見出し、体罰の対象となった子どもの学年は、表の通りである。

記事の掲載年をみると、1960 年代が 2 事例、1970 年代が 5 事例、1980 年代が 5 事例、1990 年～1994 年が 9 事例、1995 年～1999 年が 12 事例、2000 年～2004 年が 11 事例、2005 年～2009 年が 15 事例、2010 年～2014 年が 18 事例である。

体罰の対象となった子どもの学年をみると、小学 1～6 年生が 45 事例、中学 1～3 年生が 20 事例、高校 1～3 年生が 12 事例となっている。

事例の内容についてみると、体罰の対象となった子どもが自殺したものが 2 事例（事例 2・20）、「運動場 10 周」や「罰マラソン」の後に子どもが死亡したものが 2 事例（事例 3・10）、子どもが「不登校」「保健室登校」などになったものが 6 事例（事例 24・32・36・37・66・68）、子どもが退学したものが 1 事例（事例 34）あるほか、子どもが傷害を被ったことが新聞記事から確認されるものが 24 事例ある。また、表に示した新聞記事において、体罰を行った教師に対して「注意」や戒告・減給・停職などの懲戒処分がなされたことを確認できるものが 38 事例ある。子どもの自殺・死亡・不登校・退学・傷害と、教師に対する「注意」や懲戒処分とが、いずれも新聞記事からは確認できないものは 19 事例あり、そのうち 9 事例は 1993 年以前のものである。

学校における体罰の特定の事例が新聞記事の主な内容となっている場合もあるが、複数の教師の懲戒処分等を報じた新聞記事のなかで言及されている事例も 17 事例あり、そのうち 15 事例は 2002 年以降のものである。また、宿題と体罰との関係についてみると、子どもが宿題をしてこなかったこと等が体罰の主な契機として新聞記事で報じられているものは 35 事例であり、新聞記事において体罰のいくつかの契機の一つとして宿題が挙げられているものが 40 事例である。

なお、事例 16・66 は盲学校においてのものであり、事例 54 は特別支援学校においてのものである。

表 宿題に関する体罰の事例

| | 記事の掲載年月日 | 掲載紙 | 面名等 | 記事の見出し | 学年 |
|----|-------------|------------|-----|--|----|
| 1 | 1966年11月2日 | 朝日 朝刊 | 15頁 | 熱いムチ いたずら・忘れ物におキュウする 生徒十数人が“被害” | 小3 |
| 2 | 1967年8月25日 | 読売 朝刊 | 15頁 | 宿題忘れ立たされ 学童、首つり自殺 長崎 | 小6 |
| 3 | 1970年7月17日 | 朝日 夕刊 | 11頁 | 運動場 10週 中学生死ぬ 宿題忘れ体罰 | 中3 |
| 4 | 1976年5月3日 | 朝日 朝刊 | 19頁 | 「宿題忘れた」と級友が制裁 尾鷲の小学校 全員で平手打ち 担任も知りつつ黙認 | 小4 |
| 5 | 1976年12月23日 | 朝日 夕刊 | 8頁 | 児童14人逆さづり 松本の小学校 宿題を忘れた罰に | 小5 |
| 6 | 1977年9月18日 | 読売 朝刊 | 23頁 | 小学生にハダカ体罰 二年生の28人に「宿題忘れた」と2時間 | 小2 |
| 7 | 1979年5月27日 | 読売 朝刊 | 22頁 | 「こんどの先生、こわい！」 六年生25人“脱走” 宿題、ゴツンの毎日 もうイヤと裏山へ | 小6 |
| 8 | 1981年8月6日 | 朝日 朝刊 | 23頁 | 体罰担任 持ち上がりはご免 父母ら拒否決議 ムチ打ち足ばらい 再三の抗議を無視 | 小 |
| 9 | 1986年12月27日 | 読売 朝刊 | 19頁 | 体罰で2生徒ケガ 父母が男性教師を告訴 区立の中学校 宿題忘れて殴られる「暴力体質改善の一石に」 | 中2 |
| 10 | 1987年1月22日 | 朝日 夕刊 | 2社 | 宿題忘れた小学五年女子 罰マラソンで死ぬ | 小5 |
| 11 | 1987年6月18日 | 朝日 夕刊 | 1社 | 東京・立川の中学校で体罰日常化 苦情が出るとPTAを組織替え | 中 |
| 12 | 1989年6月27日 | 読売 東京朝刊 | 社会 | 青森の中学校で女教師“髪切り体罰” 「宿題忘れた」20人 | 中 |
| 13 | 1990年6月3日 | 朝日 朝刊(西部) | 1社 | 「体罰教師」の授業監視 校長ら教室同席 小倉の中学校 | 中 |
| 14 | 1991年6月29日 | 朝日 朝刊 | 埼玉 | マスク忘れた給食当番に粘着テープ 体罰と調査へ 川越市立高階小 | 小5 |
| 15 | 1992年2月6日 | 朝日 夕刊(西部) | 1社 | “ハエたたき”で体罰 教諭が持ち歩く 北九州の中学校 | 中 |
| 16 | 1992年11月7日 | 朝日 夕刊(西部) | 2社 | 「体罰で眼鏡に負傷」 県に4000万円請求 大分 | 小5 |
| 17 | 1993年9月23日 | 朝日 朝刊(名古屋) | 1社 | 体罰の報告書に「補導歴」と虚偽記載 愛知・幸田町の中学校 | 中 |
| 18 | 1994年9月2日 | 朝日 朝刊 | 神奈川 | 4教諭を懲戒処分に 交通事故・繰り返し体罰で 県教育庁 | 小3 |
| 19 | 1994年9月29日 | 朝日 朝刊 | 兵庫 | 教諭の平手打ちで生徒の鼓膜破れる 加古川中 | 中2 |
| 20 | 1994年10月13日 | 朝日 朝刊 | 兵庫 | 「平手打ちは体罰」龍野・揖西西小、児童自殺で市教委へ報告 | 小6 |
| 21 | 1994年12月30日 | 朝日 朝刊 | 大阪 | 体罰を与えた教諭に訓告 東大阪市教委 | 小2 |
| | 1994年12月30日 | 読売 大阪朝刊 | 2社 | 東大阪市教委、体罰教諭を訓告処分 | |
| 22 | 1995年9月16日 | 朝日 夕刊(西部) | 1社 | 宿題忘れに教師が体罰 佐世保の私立高 | 高3 |
| 23 | 1996年2月20日 | 朝日 朝刊(名古屋) | 1社 | 教諭、生徒を40発殴る 宿題未提出に激怒 豊田の中学校 | 中1 |
| | 1996年2月21日 | 読売 中部朝刊 | 2社 | 「宿題しなかった」と教諭が生徒を数十発殴る／愛知・豊田市若園中 | |
| 24 | 1996年2月21日 | 朝日 朝刊 | 2社 | 体罰受け登校拒否 山梨・市川小5年生2児童、主任が十数人殴る | 小5 |
| 25 | 1996年9月20日 | 読売 西部朝刊 | 社会 | 北九州・八幡の女子高生、体罰で鼓膜破れる 教諭、学校に報告せず | 高 |
| 26 | 1996年12月12月 | 朝日 朝刊 | 山梨 | 女性担任教師が児童を平手打ち 富士吉田の小学校 | 小5 |
| 27 | 1997年3月18日 | 読売 東京朝刊 | 社会 | 「ゴキブリのように一生終われ」 小学校担任、児童蹴倒し放言／東京・江戸川 | 小 |
| 28 | 1997年9月25日 | 朝日 朝刊 | 山形 | 教諭の体罰で視力低下 県が元生徒に賠償金支払う | 高3 |
| 29 | 1997年12月20日 | 朝日 朝刊 | 2社 | 先生が級友に体罰…「怖い」 小4が不登校に 長野 | 小4 |
| 30 | 1998年8月21日 | 読売 西部夕刊 | 夕社会 | 九産大九州高校で体罰 市民グループに3件認める 他に4件調査へ 福岡市 | 高 |
| 31 | 1998年8月30日 | 朝日 朝刊 | 千葉 | 宿題忘れた生徒殴る 教諭を停職処分 安房郡の県立高校 | 高3 |
| | 1998年8月31日 | 読売 東京朝刊 | 社会 | 宿題忘れ体罰、けが 「サッカーで」とうそ強要 千葉の県立高教諭 | |
| 32 | 1998年10月6日 | 朝日 朝刊 | 兵庫 | 文部省に事情説明 体罰教諭処分の報告漏れ問題で神戸市教委 | 小2 |
| 33 | 1999年10月23日 | 読売 大阪朝刊 | 市内 | 生徒にけがさせた堺の高校教諭を戒告処分／大阪府教委 | 高 |
| 34 | 2000年3月13日 | 朝日 夕刊(名古屋) | 2社 | 教諭、宿題忘れた生徒殴る 名古屋学院中、生徒自主退学 | 中1 |
| | 2000年3月14日 | 読売 中部朝刊 | 名市内 | ショックで生徒退学 私立名古屋学院中で体罰事件 教諭は減給処分に | |
| 35 | 2000年3月16日 | 読売 西部朝刊 | 2社 | 教諭が体罰、停職3か月 八幡西区の小学校／北九州市 | 小 |
| 36 | 2000年4月14日 | 読売 東京朝刊 | 京葉 | 同級生への体罰にショック 印西で児童2人が長期欠席 担任と校長を訓告 | 小2 |
| | 2000年4月15日 | 朝日 朝刊 | 千葉 | 印西市立原山小で教諭が児童に体罰 市教委が訓告処分 | |
| 37 | 2000年6月6日 | 朝日 朝刊 | 福島1 | 体罰の賠償に400万円 原町市が提案へ | 中2 |
| | 2000年6月6日 | 読売 東京朝刊 | 福島1 | 体罰事件で賠償金397万円、女子生徒と保護者に 原町市が議案提出へ | |
| 38 | 2000年12月20日 | 読売 東京朝刊 | 横浜 | 女性教諭、棒で児童13人たたく 「忘れ物した」と | 小5 |
| 39 | 2001年10月21日 | 読売 大阪朝刊 | 阪神 | 尼崎市立小で女児に体罰 保護者ら職員会議録などの公開請求 | 小 |
| 40 | 2002年9月13日 | 読売 東京朝刊 | 福島 | 部活手当を不正請求 県立高女性教諭、停職6か月 県教委、4人懲戒処分 | 小 |

| | | | | | |
|----|-------------|---------|-------|-----------------------------------|----|
| 41 | 2003年8月17日 | 朝日 朝刊 | 栃木1 | 計算できない児童に「ばか」 小山、暴言教諭が謝罪 | 小6 |
| 42 | 2004年6月24日 | 読売 大阪朝刊 | 広島 | 男性教諭の体罰で小2けが 大竹市立小 | 小2 |
| 43 | 2004年12月28日 | 読売 西部朝刊 | 大分 | 県教委、県立高講師を懲戒免 県青少年条例違反容疑で逮捕 | 中2 |
| 44 | 2004年12月30日 | 朝日 朝刊 | 鹿児島1 | コンパスで生徒たたく 伊集院高の男性教諭、事実認める | 高 |
| 45 | 2005年1月15日 | 読売 西部朝刊 | 宮崎 | 校長や教諭ら9人を懲戒処分 県教委 | 中 |
| 46 | 2005年1月28日 | 読売 東京朝刊 | 山形南 | 担任教諭が児童に体罰、顔にけが 宿題忘れ報告なしで | 小3 |
| | 2005年1月29日 | 朝日 朝刊 | 山形1 | 小3生に体罰、1週間のけが 新庄の男性教員 | |
| 47 | 2005年8月27日 | 読売 東京朝刊 | 横浜 | 小田原の小学教諭を停職3か月処分 児童に体罰・不適切発言 県教委 | 小 |
| 48 | 2005年9月3日 | 読売 西部朝刊 | 熊北 | 宿題しなかった生徒46人に正座 熊本市の中学校教諭 | 中1 |
| 49 | 2005年12月3日 | 朝日 朝刊 | 長野東北信 | 体罰の2教諭 懲戒処分に 県教委 | 小 |
| 50 | 2005年12月3日 | 読売 東京朝刊 | 長野 | 体罰で小学校2教諭を処分 県教委 | 小 |
| 51 | 2006年3月8日 | 読売 東京朝刊 | 都民2 | 教え子にわいせつ行為 中学教員を懲戒免職／都教委 | 小 |
| 52 | 2007年6月12日 | 読売 東京朝刊 | 福島 | 県教委、体罰教諭を戒告処分 セクハラ校長放置の教頭も | 小 |
| 53 | 2008年6月19日 | 朝日 朝刊 | 大阪本社 | 男性教諭体罰 生徒の鼻折る | 高1 |
| | 2008年6月19日 | 読売 大阪朝刊 | 市内 | 同志社香里高で体罰 | |
| 54 | 2009年1月28日 | 朝日 朝刊 | 北海道本社 | 体罰など教諭3人処分 | 中3 |
| 55 | 2009年3月5日 | 読売 東京朝刊 | 青森 | 新郷村立野沢中の教諭、9人に体罰 | 中 |
| 56 | 2009年3月6日 | 朝日 朝刊 | 青森全県 | 体罰、女性教諭も 昨年、生徒3人に | 中 |
| 57 | 2009年3月26日 | 読売 西部朝刊 | 福岡 | 福岡市教委、体罰で2教諭減給処分 けが負わせた教諭は戒告 | 中 |
| 58 | 2009年3月28日 | 朝日 朝刊 | 大阪市内 | 体罰の2教諭 府教委が減給 | 小3 |
| | 2009年3月28日 | 読売 大阪朝刊 | 市内 | 2教諭を減給処分 府教委、体罰などで | |
| 59 | 2009年5月14日 | 朝日 朝刊 | 宮崎全県 | 複数児童に体罰 男性教諭、停職6カ月 | 小6 |
| 60 | 2011年7月12日 | 朝日 朝刊 | 熊本全県 | 男子生徒に体罰 中学2教諭戒告 県教委 | 中3 |
| 61 | 2011年8月11日 | 読売 西部朝刊 | 宮崎 | 教諭ら7人を戒告処分 県教委、体罰や速度違反で | 高 |
| 62 | 2013年2月5日 | 朝日 朝刊 | 東京本社 | 柏日本高校では監督が停職処分 | 高 |
| 63 | 2013年2月19日 | 朝日 朝刊 | 奈良1 | 2生徒平手打ち 高田商 ソフトテニス部顧問 | 高 |
| | 2013年2月20日 | 読売 大阪朝刊 | セ奈良 | 全校集会で体罰謝罪 高田、校長と顧問2教諭 | |
| 64 | 2013年2月21日 | 読売 東京朝刊 | 富山全県 | 小5に体罰数十回 | 小5 |
| 65 | 2013年2月23日 | 朝日 朝刊 | 富山全県 | 砺波市でも体罰 計2件、1児童にけが | 小 |
| 66 | 2013年2月28日 | 朝日 朝刊 | 北海道本社 | 盲学校児童の尻をたたく 道教委 教諭 停職1カ月の処分 | 小5 |
| | 2013年2月28日 | 読売 東京朝刊 | 札2社 | 児童の額を指はじく 特別支援学校の教諭、停職 道教委 | |
| 67 | 2013年4月25日 | 朝日 朝刊 | 丹波 | 福知山の小中 体罰3件報告 市教委 | 小 |
| 68 | 2013年7月19日 | 朝日 朝刊 | 山口 | 児童の筆箱投げる 不適切な言動 小学校教諭謝罪 | 小2 |
| 69 | 2013年8月17日 | 朝日 朝刊 | 大阪市内 | 宿題忘れた児童に担任体罰 | 小6 |
| | 2013年8月17日 | 読売 大阪朝刊 | 2社 | 宿題忘れた小6に体罰 泉南 担任、数回平手打ち突き倒す | |
| 70 | 2013年10月22日 | 読売 東京朝刊 | 札2社 | 部長や顧問も体罰 札幌創成野球部 活動休止を検討 | 高1 |
| | 2013年10月23日 | 朝日 朝刊 | 北海道本社 | 体罰、野球部顧問も | |
| 71 | 2013年10月24日 | 朝日 朝刊 | 神戸 | 頭突きで生徒骨折 県教委が中学教諭処分 | 小 |
| | 2013年10月24日 | 読売 大阪朝刊 | 2社 | パンチ手に「宿題忘れたら歯抜く」 小学校教諭を懲戒処分 兵庫県教委 | |
| 72 | 2014年1月28日 | 読売 東京朝刊 | 横浜 | 教諭2人を懲戒処分 | 小3 |
| 73 | 2014年3月15日 | 読売 西部朝刊 | 西社会 | 中学教諭2人 脳性マヒ生徒に体罰 謙早 車いす生活となり転校 | 中1 |
| 74 | 2014年3月28日 | 読売 西部朝刊 | 福岡 | 児童10人に体罰 教諭を戒告処分 福岡市教委 | 小6 |
| 75 | 2014年8月26日 | 朝日 朝刊 | 横浜 | 体罰の小学校教諭を戒告 | 小2 |
| | 2014年8月26日 | 読売 東京朝刊 | 横浜 | 児童に体罰 戒告 54歳男性教諭 | |
| 76 | 2014年9月9日 | 朝日 朝刊 | 三重全県 | 体罰で小学校教諭2人を減給 県教委処分 長時間立たせるなど | 小5 |
| | 2014年9月9日 | 読売 中部朝刊 | 三重2 | 体罰 2小学校教諭懲戒 長時間立たせたり口にテープ | |
| 77 | 2014年9月18日 | 読売 大阪朝刊 | 社会 | 担任が体罰 小5大けが 堺の小学校 傷害容疑で書類送検 | 小5 |

IV. 考察

1. 宿題に関連した体罰の発生状況

新聞報道された事例は、宿題に関連した体罰の事例のごく一部であると推測される。宿題に関連した体罰の発生状況を新聞記事から正確に把握することはできない。宿題に関連した体罰についての新聞記事として確認されたものは 1990 年代以降に多くなっているが、このことも、宿題に関連した体罰の事例が 1990 年代以降に増加していることを表しているとはいえない。記事検索に用いた「開蔵 II ビジュアル」や「ヨミダス歴史館」に収録されている記事の範囲は時期が後になるほど広くなるため、宿題に関連した体罰についても 1990 年代以降に多くの記事が確認されたものと考えられる。

しかし、新聞記事をみた結果から明らかなのは、宿題に関連した体罰が近年に至るまで発生し続けているということである。新聞記事をもとに把握できる事例は実際に発生したうちのごく一部であるとともに、宿題に関連した体罰はかなり多く発生してきていると考えられる。2013 年に東京都教育委員会が発表した「都内公立学校における体罰の実態把握について（最終報告）」（5 月 23 日）をみても、「傷害を負わせた事案」として挙げられている 7 校の小学校における事例のなかに、「当該教員は、宿題をやっていなかった児童 2 名を指導した際、ノートで 1 名の頭と頬をたたき、同 1 名の児童が唇を切った。また、つま先ですねを 2 回蹴った。さらに、別の 1 名の頭をノートでたたいた」という事例のほか、「当該教員は、前日に課した宿題に取り組まなかつた児童を指導した際、給食を食べている同児童の頭部を手で 1 回殴ったところ、その反動で前歯が 1 ミリメートル程度破損する傷害を負わせた」という事例が見出される。そして、文部科学省が 2013 年に出した通知「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」では、体罰の具体例が 10 例挙げられているが、そのなかでも、「宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた」という事例が示されている。宿題に関連した体罰は、学校における体罰のなかで珍しくはない種類のものであると考えられる。

また、宿題に関連した体罰の発生状況に関して注目されるのは、新聞記事をみる限り、小学生が体罰の対象になっている事例が多いことである。本稿で把握した 77 事例のうち、45 事例が小学生に対する体罰の事例である。文部科学省の調査によれば、2012 年度に発生した体罰は中学校で 2805 件、高校で 2272 件であるのに対して、小学校では 1559 件と少ないのであるが（文部科学省、2013）、宿題に関連した体罰は小学校において多く発生していることが推測されるのである。文部科学省の調査においては、中学校や高校における体罰は部活動の場面で発生しているものが多いのに対し、小学校における体罰は授業中に発生しているものが 60% 近くに及び、教室で発生しているものが 70% 近くに及ぶことが示されているが（文部科学省、2013）、こうした小学校における体罰のなかには宿題に関連したものが少なくない可能性が高い。

2. 宿題への関心の欠如

宿題に関連した体罰についての新聞記事に関して注目されるのは、宿題と体罰の関連に着目する記事が皆無といってよいことである。もちろん、宿題が体罰の契機となったことについての言及はみられるのであるが、宿題が体罰に結びつく傾向への着目はみられず、宿題が体罰に結びつく理由への言及もみられない。戦後の日本において、宿題に関連した体罰は長らく存在してきており、特に小学校において多く存在してきていると考えられるものの、新聞報道をみる限り、宿題と体罰の関連は不間にされてきたといってよい。

そもそも、宿題に関連した体罰そのものが、十分に社会的関心を向けられてきたわけではない。新聞記事の多くは、必ずしも体罰の発生そのものに関心を寄せるものではない。1960 年代から 1980 年代までの事例についてみると、子どもが「おシリなどにおキューをすえられて」いた事例（事例 1）や子ども 14 人を学校の 2 階から逆さづりにした事例（事例 5）のように体罰の内容に特異性があると考えられる事例、子どもの自殺につながった事例（事例 2）、子どもが死亡した事例（事例 3・10）など、際立った特徴のある事例のみが新聞報道されているようである。そして、2000 年代以降の事例については、教師の懲戒処分を報じる新聞記事において確認されるものが多くあり、こうした新聞記事は体罰の事例に主な関心を向けるものではない。また、宿題に関連した体罰についての記事は 1990 年代以降に多く確認できるが、いわゆる「地域面」に掲載された記事が多い。朝日新

聞と読売新聞の両方に記事が確認された事例が多くないことも、社会的に大きな注目が寄せられた事例が少ないことを意味していると考えられる。こうした状況のなかでは、宿題と体罰の関連に目が向けられることもなかつたのだと推測される。

また、宿題に関連した体罰の事例は、子どもが宿題をしてこなかつたことが体罰の直接の契機とされているものばかりではない。たとえば、事例 28 では、教師が「夏休みの宿題を提出していないことを巡って指導」した際に「生徒がぞんざいな口調で受け答えをした」ことが体罰の契機になったとされている。同じように、「宿題を提出せず、注意すると何度もあくびをするなど反抗的な態度を取った」こと（事例 33）、「宿題を忘れてふざけ合っていた」こと（事例 34）、宿題をしなかつた罰として「黒板の掃除を指示したが、実行しなかつた」こと（事例 37）、「注意しても反省しなかつた」こと（事例 60）などが体罰の契機になっている。宿題そのものというよりも、宿題をめぐる教師の指導・注意に対する子どもの態度が体罰の契機とされているのであり、こうした事例については宿題そのものへの関心は起りにくいでであろう。

これらのことを考えると、体罰の契機としての宿題に特別な関心が向けられないのは自然なことかもしれない。また、当然ながら、子どもが宿題をしてこないことが必然的に体罰につながるわけではない。体罰が引き起こされる主な理由は、まずは体罰を行う教師のあり方に求められることになるだろう。しかし、たとえば、中学校や高校の部活動が必然的に体罰を引き起こすわけではなくても、部活動の場面において体罰が多く発生していることについては、その理由が問われなければならない。それと同じように、宿題が必然的に体罰を引き起こすわけではなくても、宿題に関連した体罰が少なからず発生していることについては、その理由が問われなければならないのではないだろうか。

3. 宿題が体罰に結びつく理由

子どもが宿題をしてこないことが体罰の契機となることは、当然のこととして考えられることが多いかもしれない。宿題に関連した体罰についての新聞記事をみても、宿題が体罰につながった理由に詳しく言及しているものは見当たらない。宿題が体罰に結びつく理由を新聞記事から明らかにすることは困難である。

しかし、他のどのような契機と並んで宿題が体罰の契機となっているのかをみると、宿題が体罰に結びつく理由を知るうえで参考になるだろう。たとえば、事例 1 に関しては、「授業中に友だちから消ゴムを借りようとして後ろを向いた」ことや「おしゃべりをした」ことも体罰の理由とされている。また、事例 8 に関しては、「授業中におしゃべりをした」「すぐに返事をしなかつた」「体操の着替えが遅い」といったことも体罰の理由とされている。このようなことを他の事例に関してもみていくと、体罰の契機となっているのは、授業態度の悪さ、授業中の睡眠、授業中のあくび、授業中の私語、給食中の私語、忘れ物、遅刻、教師の注意を素直にきかなかつたこと、教師の指示に従わなかつたこと、あいさつをしなかつたこと、行動の遅さ、などであることがわかる。

ここから推測されるのは、子どもが宿題をしてこないことは、規範意識・規律性・意欲・態度などの問題として、私語・忘れ物・遅刻などと同類のものとして考えられがちであるということである。実際に、事例 21 において、はさみを子どもに突きつけた教師は、「怠ける子の心には悪魔が宿っている。心の悪魔を切り取る」と発言していたとされる。この事例において、宿題をしてこないことは「怠け」であると、教師は考えているようである。

丸山（2013）は、教員養成学部学生を対象とする質問紙調査をもとに、宿題を「努力すれば誰でもできるもの」とする意識が学生のなかに少なくないことを指摘している。このような意識が教師のなかで強ければ、宿題の内容が子どもにとって困難である可能性や、宿題をすることが困難な家庭環境に子どもが置かれている可能性は、教師に意識されにくいと考えられる。子どもが宿題をしてこないことは、努力を怠っていることとして教師の目に映ることになりやすい。その結果、子どもが宿題をしてこないことが、教師の苛立ちや憤りに結びつきやすくなり、体罰を引き起こしやすくなるのではないだろうか。

なお、付け加えると、宿題が体罰に結びつく理由に関しては、宿題を提出できなかつた理由を教師が子どもに問いただしている事例が複数みられることも注目される。事例 49 では「宿題を忘れた理由を考えさせても黙っていた」こと、事例 75 では「算数の宿題を提出しなかつた男児が理由を尋ねても答えなかつた」こと、事例 76 では「宿題を出さなかつた理由を答えなかつた」ことが、体罰の契機とされている。また、事例 16 では「宿題

を忘れた児童がうその言い訳をした」こと、事例 19 では「夏休みの宿題を提出していないことを問いただしたが、生徒は返事をしなかった」こと、事例 46 では「宿題を忘れた場合、担任に報告するルールとしていたが、男子児童が報告しなかった」こと、事例 63 では「夏休みの宿題の提出を巡って弁明した」ことが、それぞれ体罰の契機とされており、宿題の提出をめぐる教師と子どもとのやりとりが体罰の契機となっていることに注意が必要であろう。

4. 今後の課題

宿題に関連した体罰が近年に至るまで少なからず発生し続けていること、宿題に関連した体罰は小学校において多く発生しているであろうことなどが、新聞記事をみることで確認された。しかし、宿題が体罰に結びつく理由についての本稿の考察は、仮説の域を出ない。学校の宿題というものがもつ性格を詳しく把握していくうえでは、宿題が体罰に結びつく理由を十分に明らかにしていくことが、今後の課題として挙げられる。

注

- 1) 中学生・高校生について、調査の日に学校の宿題を行っている「行為者」に限定してみれば、学校の宿題に費やす時間の平均は、全体の平均の 2 倍近くになっている（ベネッセ教育総合研究所、2015）。
- 2) 2000 年 4 月 14 日の朝日新聞朝刊（岩手）には、ある児童養護施設において指導員が小学生に体罰を繰り返していたことを報じる記事が掲載されている。「宿題を忘れた時」などに体罰がなされていたという。

参考文献

- 安藤房治・小菅ゆみ（1994）「学校における体罰に関する一考察—教育学部学生の体罰体験と体罰意識調査をもとに」『弘前大学教育学部紀要』第 72 号、pp.69-89。
- ベネッセ教育総合研究所（2015）『第 2 回放課後の生活時間調査報告書』。
- Bennet, S., & Kalish, N. (2006). *The case against homework: How homework is hurting children and what we can do about it.* New York: Crown.
- 平田淳・岡田賢宏（1998）「体罰が発生する『構造』とその個別性—判例研究の方法論に関する一つの新たな試み」『東京大学大学院教育学研究科教育行政学研究室紀要』第 17 号、pp.29-49。
- 星野安三郎（1984）「親・教師の懲戒権と子どもの人権—宿題強制の是非」星野安三郎・牧柾名・今橋盛勝編『体罰と子どもの人権』エイデル研究所、pp.2-32。
- 家本芳郎（1997）『宿題出す先生出さない先生—一人ひとりを伸ばすために』学事出版。
- 池田二枝（1978）「騒音の中での宿題“もうなれたよ”」『日本の学童ほいく』1978 年 11 月号、pp.24-26。
- 倉石一郎（2004）「境界からの＜家庭—学校＞関係論の展開—『宿題』というコトの心性分析の試み」『年報教育の境界』創刊号、pp.1-10。
- 倉石一郎（2005）「＜宿題＞から見た解放教育—教育総動員体制論序説」『東京外国语大学論集』第 71 号、pp.181-196。
- Kralovec, E., & Buell, J. (2000). *The end of homework: How homework disrupts families, overburdens children, and limits learning.* Boston: Beacon.
- 丸山啓史（2013）「小学生の宿題に関する教員養成学部学生の意識—宿題に困難を抱える子ども・家庭への配慮に関わって」『京都教育大学教育実践研究紀要』第 13 号、pp.175-184。
- 文部科学省（2013）「体罰の実態把握について（第 2 次報告）」。
- 中村栄（2004）「〈宿題〉保護者はこう考えている」『総合教育技術』2004 年 1 月号、pp.59-67。
- 杉村健（1988）「小学生の学業成績と家庭における学習習慣の関係」『奈良教育大学教育研究所紀要』第 24 号、pp.29-36。
- 杉村健・多喜裕美（1991）「小学生における宿題の分析」『奈良教育大学教育研究所紀要』第 27 号、pp.79-91。